

その他療養担当規則・算定要件に係る掲示事項について

2025年1月更新

解釈番号等	事項	掲示内容
療養担当規則	入院時食事療養費について	入院時食事療養に関する届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)に、かつ適温で提供しております。
療養担当規則	入院環境について	療養環境基準面積以上の病室を提供しております。
療養担当規則	明細書の交付について	当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様に、明細書を無料で発行しております。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にお申し出下さい。
療養担当規則	オンライン資格確認について	当院では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができる体制を有しています。
療養担当規則	保険外併用療養費及び保険外負担について	ア 初診で本院を受診される場合、他の保険医療機関からの紹介によらず、直接来院された方については、初診に係る保険外併用療養費がかかります。 イ 本院での診療が終了し、他の保険医療機関に紹介したにも関わらず、本院での診療継続を希望した場合、再診に係る保険外併用療養費がかかります。 ※保険外併用療養費については公費負担医療制度対象の場合等、自己負担をいたさない場合があります。 ウ 特別の療養環境の提供を行っております。
A243	後発品使用体制加算	後発医薬品・バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。